

インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー

企画・運営業務 業務仕様書

1 業務の目的

本県に来訪する訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）は、コロナ禍以降増加しつつあり、今後さらなる増加に向けて誘客に取り組む中、本県の地理的特性として、地震・津波、台風など、観光地に影響を及ぼす大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況にある。インバウンドは、地震等の発生が少ない国からの来訪もあることから、備えとして観光事業者、インバウンドの双方が、災害発生時の対応について認識しておく必要がある。

このため、観光事業者を対象としたインバウンド災害時対応マニュアル、インバウンド向け災害時対応資料を作成するとともに、観光事業者等を対象にマニュアルに基づくセミナーを開催する。

2 業務名

インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー企画・運営業務

3 契約期間

契約日から令和9年3月29日（月）まで

4 業務内容

（1）インバウンド災害時対応マニュアルの作成

観光事業者を対象としたインバウンド災害時対応マニュアルを作成する。

受託者は、本県が示す素案（※）をベースにして、「8 参考資料」の関連資料等を参考に専門的見地から構成、記載内容及びデザイン等に関して修正案を提案し、執筆、編集、レイアウトデザインなど冊子データ制作の一切を行うこと。

（※）本県が示す素案・・・災害時の初動対応及び事前の準備について時系列に作成したものであり、「チェックリスト」「外国人旅行者の特徴」「地震発生時の初動対応」「地震発生後、一段落した時」「災害時に役立つデータベース」「災害時に役立つツール」の構成で作成している。当該資料のデータは、企画提案コンペ参加資格確認申請書を提出し、資格審査を通過した者に送信する。

（ア）表紙内容について

表紙は、一見して災害時におけるインバウンドへの対応マニュアルであることがわかるものとし、洗練されたデザインにすること。また、タイトルは「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」にすること。

（イ）本文内容について

- ・ ページ全体について、写真、イラスト、図などを活用しわかりやすくまとめ、観光事業者がインバウンドへの理解を深めることのできる工夫をすること。
- ・ 三重県の地域の特徴（地理的なものなど）を盛り込むこと。
- ・ セミナー時の教材としても活用できる内容にすること。
- ・ 内容、デザイン、レイアウト等は事前に発注者と十分な協議を行い、発注者の承認を得ること。
- ・ マニュアルの内容が最新かつ正確な情報に基づいていることを保証するため、関連分野における深い専門知識を有する有識者からの意見聴取を必須とする。有識者は県と協議のうえ決定するが、候補となる者がいれば提案すること。
- ・ (2) の災害時対応資料と内容の整合を図ること。また災害時対応資料の二次元コード及び目次等をマニュアルに掲載するなど、事業者がマニュアルを見ながらインバウンドに災害時対応資料の案内ができるように工夫すること。

(2) インバウンド向け災害時対応資料の作成

インバウンドを対象とした災害時対応資料を作成する。受託者は、「8 参考資料」を参考にして、企画、執筆、編集、翻訳、レイアウトデザインなど、災害時対応資料データ制作の一切を行うこと。

(ア) 仕様について

A 4 サイズで印刷した際に見やすい大きさとデータを作成すること。
ページ数はA 4 サイズ2 ページとする。(印刷を行うのであればA 4 裏表。)

(イ) 対応言語について

英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語・タイ語で作成すること。

(ウ) 掲載内容について

以下の内容を掲載すること。

- ・ 災害（特に地震、風水害）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合
に取るべき行動について
- ・ インバウンド用文例集
- ・ 関連データベース（医療機関、相談窓口等の情報）
- ・ 防災アプリ等の情報

(エ) 留意事項

- ・ 三重を訪れるインバウンドにわかりやすく内容を伝えられるよう、デザイン
やレイアウトについて工夫すること。
- ・ 内容、デザイン、レイアウト等は事前に発注者と十分な協議を行い、発注者
の承認を得ること。
- ・ マニュアルと同様、有識者からの意見聴取を必須とする。ただし、(1) の

マニュアルについて意見聴取する有識者と同一人物が望ましい。

(3) 観光事業者向け観光防災セミナーの開催・運營業務

地域の観光事業者（ホテル・旅館・観光協会・交通事業者等）を対象に、発災時のインバウンド対応や避難誘導に関するセミナーを開催する。

(ア) 開催方法

現地とオンラインのハイブリッド開催とする。

(イ) 対象者

観光事業者（宿泊事業者、観光施設のスタッフ、観光協会職員等）のほか県及び市町職員等（現地参加30名程度・オンラインは希望者数に応じて対応）

(ウ) 業務範囲

- ・セミナーの企画、プログラム案の作成
- ・講師の選定、依頼、交渉、及び謝金等の支払
- ・会場の確保、設営、当日の受付、司会進行、運営スタッフの配置
- ・セミナー当日の講義内容を録画
- ・参加者の募集（告知チラシ・WEB ページの作成、集客活動）・参加者へのアンケート実施及び集計・分析

(エ) 留意事項

- ・上記（1）で作成するマニュアルを、本セミナーの教材として活用すること。
- ・セミナー参加事業者に対し、完成した災害時対応資料の自施設への設置・観光客への配布協力を呼びかける等、事業者間の相乗効果を高める工夫を行うこと。
- ・講師の選定及びセミナーの開催方法、開催時期、開催場所、内容については発注者と十分な協議を行い、発注者の承認を得ること。
- ・講師への謝金及び会場までの交通費については受託者が負担するものとし見積金額に含めること。

5 事業スケジュール

- ・4（1）（2）マニュアル、災害時対応資料については令和9年1月15日（金）までに完成すること。
- ・4（3）セミナーについては令和9年2月1日（月）から令和9年3月12日（金）までに開催すること。

6 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容を記載した事業実施報告書を作成すること。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

（２）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

（３）その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及び観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

8 参考資料

（１） マニュアル作成関連資料

ア 和歌山県災害マニュアル

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/d00217229_d/fil/manual.pdf)

イ 九州運輸局災害時初動対応マニュアル

(https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/270303_syodoumanyuaru.pdf)

ウ 中国運輸局災害時初動対応マニュアル

(<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000044149.pdf>)

（２） 災害時対応資料作成関連資料

ア 和歌山県防災リーフレット

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/d00217229_d/fil/leaflet.pdf)

イ 小牧市防災リーフレット

(<https://www.city.komaki.aichi.jp/material/files/group/10/0000000002.png>)

ウ 軽井沢町防災リーフレット

(<https://www.town.karuizawa.lg.jp/uploaded/attachment/2479.pdf>)

9 納品物

（１）事業実施報告書：電子媒体、紙媒体（原則としてA4版、両面印刷）各1部

（２）4（１）マニュアル及び4（２）災害時対応資料の電子データ（PDF及びWord等のローデータ）1式

（３）セミナー実施報告書（当日の様子、アンケート集計・分析結果、配布資料等を含む）1部

10 納入場所

下記16に示す所属

11 納入期限

令和9年3月29日（月）

12 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

13 業務実施上の条件

- (1) 業務の遂行や仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し進めること。
- (2) 上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

14 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

15 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団

等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

16 担当部局

三重県観光部観光戦略課 福田、中谷

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830

Email：kankost@pref.mie.lg.jp